

国際人権活動

2013年8月9日（金）第119号

国連経社理特別協議資格NGO
国際人権活動日本委員会
〒170-0005東京都豊島区南大塚
2-33-10 東京労働会館 1F
tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431
e-mail:hmr rights@yahoo.co.jp

社会権規約・拷問禁止条約審査

二つの人権審査を傍聴して —ひとつの感想—

議長 鈴木亜英

4月の社会権規約第3回日本審査に引き続き、5月21日（火）、22日（水）の2日間、拷問禁止条約第2回日本政府報告審査が行われました。それに先立つ、5月17日（金）にはNGOと委員が意見交換を行うNGOミーティングが行われました。社会権規約第3回、拷問等禁止条約第2回の審査を傍聴した鈴木亜英議長から感想が寄せられました。

社会権規約と拷問等禁止条約と云う二つの異なる国際人権条約について、日本政府報告の審査を傍聴しました。わが国際人権活動日本委員会からも大勢が審査の成り行きを熱心に見守りました。参加者それぞれにとって貴重な体験となったと思います。私もそのひとりですが、傍聴の感想を述べたいと思います。

人権努力の不足 際立つ日本

無償教育の漸進的導入を定めた社会権規約13条は同条約の批准以来、この部分の批准が留保されてきました。昨年2月、政府はこの留保を撤回したのです。今回の審査ではこのことが評価されました。人権条約の前進が見られない中で、これは良いニュースでした。社会権規約をすでに批准した国で、この条項を留保していたのは日本とマダガスカルだけでした。今年の正月、たまたまこのマダガスカルを訪問しましたが、敗戦直後の日本の焼け跡闇市よりひどい状態でした。日本はこんな国と肩を並べて中高等教育の無償化を拒否し続けてきたと思うとびっくりでした。

この一事をもってしても日本の人権努力の不足は際立ちます。教育問題では先進30カ国で構成するOECDの中で、下位や最下位にランクされるものが多いのです。島国である日本にいとその低レベルぶりが分かりにくいと思います。例えば、自殺対策基本法、障害者差別解消法、いじめ防止対



NGOミーティングで発言席の日本委員会メンバー

策推進法などは、それなりの必要性があって成立したものです。人権状況を改善しようとの意図は窺えますが、いじめ、差別、自殺と云った人権侵害は、問題の底に横たわる原因に対するきちっとした洞察が必要です。そして救済策が示され、活用されてこそ生きたものになると思うのです。成立したこれらの法律を見てもそんな思いに至りません。例えばいじめ防止対策推進法にしても、いじめを加害者と被害者の対立と捉えるステレオタイプ型の解決図式で、問題の病根にメスを入れていません。いじめ防止は子どもの権利条約において、そして、障害者差別の解消は障害者権利条約において、いずれもパリ原則に則った独立した監視機関の設置を求められているのですが、法律はそんなことを全く視野に入れていません。救済策が欠如しているのです。

話は変わりますが、人権監視機関で幾度も問題とされた、「ダイヨーカーンゴク」「カローシ」は日本語が国際化するほど、日本特異の人権問題ですが、日本政府には、

当面の日程

■第4回代表者会議

- ・ 8月19日（月）18時30分～
- ・ 東京労働会館5階会議室

■第5回幹事会

- ・ 9月26日（木）18時30分～
- ・ 東京労働会館6階応接室

これは正すべきものだといった切迫感がまる
ではありません。また従軍慰安婦問題について
は社会権規約と拷問等禁止の両委員会から、
改めて強い勧告がなされましたが、これを受
けた安倍内閣はいち早くこの勧告に「従わな
い」と閣議決定しました。憲法は国民を縛る
ものであって、権力が縛られるものではない
とする自民改憲草案を地で行くような話です
が、安倍首相にとって、国際人権も邪魔者と
映るのでしょうか。私はこのように国際的な風
をひとつも受けずに、いわば、歪んで育つ我が国
の人権風土を「人権のガラパゴス化」と呼んでい
ます。まさに隔離された離島で「進化」する人権
の固有種のようなものなのです。結局、不都合な
ことに遭遇せば、居丈高に声を荒げたり、挙句の
果てに「シャラップ」と叫んで対話を遮断したり
の日本の人権外交となるのです。これでいいとは
だれも思わないはずです。

「懸念と勧告」が日本政府の前に山積み

拷問禁止委員会では、日本は「拷問」の定義を
理解できていないと指摘されました。社会権規約
委員会では、社会権規約には「即時性」も「規範
性」もないとする日本政府の解釈の誤りが手厳しく
指摘されました。両条約を通じて数十に及ぶ人
権上の「懸念と勧告」が日本政府の前に山積みと
なったのです。

私たちは人権審査の傍聴の度に、こうした指摘
を受け入れず「日本は世界で最も人権の進んだ国
のひとつ」だと胸を張る日本政府のこうした態度
には違和感を覚えてきました。

ではどうしたらよいのでしょうか。引き続き、人
権条約における個人通報制度の実現とパリ原則に



拷問等禁止条約第2回日本審査会場で傍聴するNGO

基づく国内人権機関の設置を要求してゆくことは
不可欠でしょう。そして私たちと関わりのある人
権条約の政府報告審査を重視し、適切な勧告を引
き出すことも大切です。しかし、人権条約の国内
定着のために「総括所見」や「一般的意見」を普
及し、活用することはもっと重要です。国連自由
権規約委員会は「報告制度におけるNGOの役割」
を発表し、人権の国別審査の「会期前」、「会期
中」、「会期後」についてNGOはどうしたら有
効な人権のフォローアップができるかを詳細に説
いています。是非実践してゆきたいものです。私
たちは第5回審査で、自由権規約委員会と連携し
て、すばらしい勧告を得ました。そしてそれをテ
コにして堀越言論弾圧事件で公務員の政治活動は
いかなる場合にも禁止されるとするあの猿払最高
裁判決の全面適用を改めさせました。保守的な裁
判所に国際人権の風を吹き込み、「世界基準」の
視点が必要だとの新しい判断を引き出しました。
そして、言論弾圧事件では初めてという最高裁で
の無罪を確定させました。人権条約監視機関との
キャッチボールの中で生まれたこの貴重な体験を
今後の人権条約の定着にどのように生かすか、こ
れがまさに問われていると思いました。

「田畑裁判」三次訴訟 9月11日 結審

再雇用拒否の真相を究明する会

田畑和子

今度こそ正しい判決を！！

思想差別と名誉毀損を争った裁判が、判決を迎え
ようとしています。この訴訟は、1995年度定年時に、
田畑が都教委から中神校長のでっち上げ理由によ
る再雇用拒否を受けたことが発端です。現在の3次
訴訟は、都教委と中神元校長が被告です。名誉毀
損のひとつは、校長が生徒の「自殺」を「事故」と
して隠蔽したのを、「本当の事を言って」と田畑が発
言したことに対し、校長が「警察から事故と聞いた」と
主張して、田畑を「自分が思い込んだら相手がそ
うですねと言うまで執拗に追求しようとする」、「何
でもいいから私に疑いをかけさせたい」という思惑がある

などと誹謗中傷した事件です(豊島区教委は都教
委へ「自殺」と報告)。もう一つは、「学年編成」に
ついて事実無根の話を作り上げ、原告を誹謗中傷し
た事件です。話の内容は「原告と、次年度同学年を
希望する教師がいなかった。理由は「原告は自分の
気に入らないことには協力しないし、学年の決定で
も自論を曲げずにいつまでも執拗に追求してくる」
だから「他学年から指導力のある教師を選んで学
年を編成した」と、原告の教師としての価値を全
面的に否定し、ひどく貶めたものです(この話が全く
の虚偽である証拠が多数ある)。

★裁判は9月11日(水) 11時～東京高裁530法廷

第6回日本政府報告審査に向けた 自由権規約委員会への報告書を提出

自由権規約の第6回日本政府報告審査は、来年（2014年）7月に行われる予定で、今年の10月14日から開催される自由権規約委員会で、リスト・オブ・イシューが出される予定です。日本委員会はそのに向けた情報提供のレポートを提出しました。下記の10団体から出されたレポートをまとめ、7月31日の締め切りにあわせ、メールと郵送で提出しました。英文で93ページという膨大なものになりましたが、「はじめに」の一部と各テーマ、提出団体は下記のとおりです。なお、10月のプレセッションについては、現在、未定です。



自由権規約第5回審査(2008年10月)会場。
日本政府代表団(パレ・デ・ナシオン)の席。

はじめに

国際人権活動日本委員会は、1993年に発足し、2004年2月、国連経済社会理事会の特別協議資格を取得し、さまざまな活動をしている。2008年の第5回自由権規約政府報告審査以降、政権交代した新政府のマニフェストにより「取調べの可視化」「国内人権機関」「個人通報制度」の実現は時間の問題であった。これにより、日本の人権状況は少しでも国際基準に近づくであろうと、活動を続けてきた多くの市民団体は歓迎した。しかし、政府の混迷により、これらの課題は何ひとつ実現することなく、2012年、この政府は政権から去り、

戦後長く政権の座にあった保守政権に替わった。

日本の人権状況を国際基準にと訴え続けている市民社会に対し、現政府は市民社会との対話を避けている。先に行われた第2回拷問等禁止条約の審査における建設的対話を拒否するかのような政府代表団長の常軌を逸した態度や、審査後に出された勧告に対し「従う義務なし」との閣議決定を行うなど、極めて消極的かつ後退的な対応を続けている。

私たちはこれに屈することなく、これまでの運動の成果を確信しながら、第6回日本政府報告の審査に向けて、現在の日本のさまざまな人権状況について報告し、人権の向上に引き続き取り組む。

レポートの内容 (テーマのみ)

- 日本国憲法における「公共の福祉」概念～規約遵守の義務——規約2条、政府報告パラ5、6
- 死刑確定者の処遇
- 代用監獄システムと証拠開示/取調べと虚偽自白——規約6条
- 市民・労働者に対する思想調査・プライバシー侵害——規約18条
- 「言論・表現の自由」堀越事件解決の報告
- 選挙、政治活動の自由侵害事例——規約19条
- 平和的な集会の自由——規約21条
- 公正で独立した国内人権機関の設置を——規約2条
- 第1選択議定書の早期批准～個人通報制度確立
- 男女平等の権利、長時間・過密労働による過労自殺をなくすために
- 「慰安婦」問題の解決のために——以上規約3条
- 治安維持法犠牲者に謝罪と賠償を

——規約7条、18条

- 「日の丸・君が代」問題——規約18条、19条
- 「日の丸・君が代」の強制とセンシティブ情報収集の問題——規約第17条、第18条、19条
- レッド・ページの名誉回復を！——規約第18条、19条、22条、26条
- 「表現の自由」を侵害する教科書検定制度——規約19条
- 消防職員の団結権補償を早期に——規約22条
- 日本航空による165名の不当解雇——規約26条

レポート執筆団体

日本国民救援会／自由法曹団／過労死家族の会／治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟／東京・教育の自由裁判をすすめる会／君が代不起立個人情報保護裁判原告団および同裁判を支援する会／兵庫レッド・ページ裁判をすすめる会／日本出版労働組合連合会／消防職員ネットワーク／JAL不当解雇撤回裁判原告団

拷問等禁止条約第2回審査で出された「勧告」（一部割愛）

国際人権活動日本委員会：仮訳

拷問禁止委員会は、2013年5月21日、22日に第2回日本政府報告を審査し、5月29日の委員会で総括所見を採択しました。「懸念」部分を割愛し「勧告」（一部割愛）のみ掲載します。全文を希望される場合は、事務局にご連絡ください。

拷問の定義

拷問等禁止条約第1条にある拷問の定義を国内法の中に取り入れ、拷問を適切な罰則を伴う特定の犯罪として規定するすべての構成要素を含むべきであったとした前回の総括所見に記載した勧告を再び繰り返す。

一般的意見第2号を参照し、拷問等禁止条約に従い拷問の犯罪をはっきりと明示して定義し、他の犯罪との相違によって、拷問を防止する拷問等禁止条約の包括的な目的を直接的に推進するであろうと考える。

時効

締約国が条約上の義務に沿った時効についての法律を作るべきと、前回の勧告で繰り返した。そうすれば、拷問行為の実行者は条約の第4条で、時間の制約なく行為の重大性に従って起訴され

ノン・ルフールマン原則と強制退去前の勾留 —略—

ダイヨウ・カンゴク（代用拘留制度）

前回の勧告（15項）を繰り返す。(a) 取調べと拘留機能の分離を実際に確保するため、法に基づく他の方策を講じる。(b) 被拘留者が警察留置場に拘束される最大の時間を制限する。(c) 公判前拘留におけるすべての被疑者の基本的かつ法的な安全保障を保障する。すなわち、取調べ過程を通じて弁護士と秘密に接見し、逮捕の時点からの法的援助や事件に関係するすべての警察調書に接触できる権利、独自の医療介護を受け、家族へ連絡できる権利である。(d) 締約国の法律や実施措置が国際基準に十分に沿うようにダイヨウ・カンゴク制度の廃止を検討すべきである。

取調べと自白

締約国が憲法第38条2項や刑事訴訟法第319条1項に従い、如何なる場合においても、拷問や不当な取り扱いの下で得られた自白は法廷内で証拠として認めないために、あらゆる必要な措置を取るべきであるとの、前回の勧告（16項）を繰り返す。とりわけ、当条約の15条に沿って、(a) 違反に応じた罰則を伴う取調べ時間に関する規則を確立すること。(b) 刑事訴追において、自白が第一の中心的な証拠要素として依存されている手法を終わらせるよう犯罪捜査方式を改善すること。(c) 全取調べ過程の録音・録画化のような安全保障を実施し、これらの記録の法廷使用を保証すること。(d) 刑事訴訟法第319条1項に基づき証拠不採用となった強制、拷問、脅迫の下で行なわれた自白、

長期の拘留、拘禁された後の自白の数を当委員会に報告すること。

通報制度

前回の勧告（12項）を下記のように繰り返す。(a) 独立した有効性のある通報機関を設立し、公権力による拷問や不当な取り扱いに関するすべての申立てを迅速、公平、かつ十分な調査を保証し、違法行為の重大性を考慮した刑罰により責任者を罰することを検討する。(b) 通報者は不服申立てあるいは証拠提供の結果に対するあらゆる報復から守られることを保証する。(c) 項目ごとの統計を含む、公権力の拷問や不当な取り扱いに対する不服申し立ての数に関する情報と同時に、刑罰と懲戒の両段階の処分結果に関する情報を纏め上げる。

拘禁の状況

被收容者の処遇に対する最低標準規則に則して拘禁收容施設内の状況を改善する努力を強化すべきである。(a) 国連被拘束措置最低基準規則（東京ルール）や女性被拘束者処遇や女性犯罪者被拘束措置のための国連規則（バンコックルール）を考慮し、收容措置に対する代替として特に被拘束措置のより広い適用によって過密の高率化を削減する。(b) すべての被收容者に対して、十分な肉体的及び精神的健康管理を提供すること。

(c) 被收容者に適用されている第2種手錠の使用と期限を厳格に監視し、被收容者に対する拘束具の使用の完全なる禁止を考慮する、

独居拘禁

当条約の条項と国連被收容者処遇のための最低基準規則を考慮し、下記のことを要求する。(a) 独居拘禁は厳格な監督の下で出来る限り短期間で、司法審査の可能性を有する最後の手段措置とするよう法律を改訂すること。隔離措置の決定に対して明確で特定の基準を確立すべきである。(b) 独居拘禁の期間を通して有資格の医療関係者によって被拘禁者の肉体的及び精神的状態を定期的に監視、検討する体制を確立すること、この医療記録は被拘禁者やその法的代理人にも発表すること。

(c) 独居拘禁中の被拘禁者に対し心理的に意味のある社会的ふれあいの状況を増やすこと。(d) 独居拘禁の現在の使用実績について評価すること。独居拘禁の使用と条件について具体的で個別の情報を提供すること。

死刑制度

前回の勧告（17項）や自由権規約委員会の勧告、同じく超法規的、略式あるいは恣意的な執行に関する特別報告者の報告の観点から、死刑確定者が当条約で規定されている、特に下記に示すようなすべての法的安全手段や保護を与えられていることを確認するよう要求する。(a) 死刑確定者やその家族に、予定されている死刑執行日時の前

通知を妥当な日に知らせること。(b) 死刑確定者に対する独居拘禁の規則を見直すこと。(c) すべての手続きの段階において、死刑確定者に対する弁護人による効果的な援助や弁護士すべての接見に厳格な秘密性を保障すること。(d) 死刑確定者に対して恩赦、減刑、刑の執行猶予を実際に利用可能とすること。(e) 一審における死刑判決後の停止効果として、極刑事件を再検討する義務的な制度を導入すること。(f) 死刑確定者が精神疾患である信頼できる証拠が存在する場合は、すべての事例の独立した検討を確認すること。さらに、精神疾患を伴う死刑確定者は刑事訴訟法第479条1項に従い処刑されないことを確認すべきである。(g) 性別、年齢、民族、犯罪の項目ごとに、死刑確定者に関するデータを提供すること。(h) 死刑制度廃止の可能性を検討すること。

国内人権機関

UPR(普遍的定期的審査)において締約国が約束したことを留意しつつも、人権の促進と保護を目的とした国内機関としての地位に関する原則(パリ原則、国連総会決議48/134)に則った、独立性のある国内人権機関の早期の設立を締約国に強く要求する。

研修制度

(a) すべての公権に携わる人、特に裁判官、法執行官、刑事収容施設の刑務官や入国審査官が当条約の条項を確実に承知するための研修プログラムをさらに発展させ強化すべき。(b) 定期的に拷問事例の調査や証拠書類の作成に携わる医療関係者や公務員に対して、拷問および残酷、非人道、品位を傷つける処置および処罰の効率的調査に関するマニュアル(イスタンブール・プロトコル)についての研修を行うべき。(c) 法執行官の研修にNGOの参加を奨励すべき。(d) 男女の性に基づく暴力や虐待を含む拷問の防止と絶対的な禁止に関する研修プログラムの効率性と影響力を評価すべき。

賠償とリハビリを含む救済

拷問の被害者への十分な救済に対して締約国が取るべき内容と範囲を明確にしている当条約第14条についての一般的意見第3号を参照しつつ、拷問や虐待行為によるすべての被害者が公正で適切な賠償や可能な限りのリハビリ、さらに真実に対する権利を含む、救済を受ける権利を十分に行使できるよう一層の努力をするよう勧告する。また、

(a) 拷問や虐待の被害者やその家族に対する救済や裁判所命令による賠償措置に関する情報を当委員会に提出しなければならない。この情報は賠償請求された件数とその認められた件数、そして賠償金額とそれぞれの事例に対する実際の支払額を含まなければならない。(b) 拷問や虐待の被害者に対して現在行っているリハビリ・プログラムに関しては、このプログラムが効果的に実施されるよう適切な財政的かつ人的な資源を配分すべきである。



拷問島禁止条約委員の マリーニョ・メネンデスさん

軍事的性奴隷制の被害者

当条約の一般的意見第3号を想起し、「従軍慰安婦」問題に対して被害者中心の解決策を見出すために、特に下記に述べる、緊急かつ有効な法的及び立法措置を講じるよう締約国に強く要求する。(a) 性奴隷性の犯罪に対する法的責任を公式に認めること。そして適切な刑罰にて犯罪実行者を訴追し罰すること。(b) 政府当局者や社会的有名人による事実の否定や、このような繰り返えされる否定を通して被害者を再びトラウマに陥れることに対して反論すること。(c) 関連する物的証拠を公開し、事実を徹底的に調査すること。(d) 被害者の救済を求める権利を認め、それに従い、賠償、償い、そして可能な限りの十分なりハビリの措置を含む、十全で有効な救済と補償金を提供すること。(e) この問題について一般市民を教育すること、さらに締約国が当条約の遵守義務に違反することを防ぐ方策として、歴史教科書の中にこの事件を記載すること。

女性に対する暴力と性に基づく暴力

前回の勧告(25項)や女性差別撤廃委員会の勧告の観点から、締約国はDV、近親相姦、夫婦間レイプを含む強姦を含めて、性に基づく虐待のあらゆる形態を防止し訴追するために、特に下記の方策により、努力を強化すべきである。(a) 法的、教育的、財政的、社会的な要素を含んでいる女性に対する暴力を排除するために緊密で包括的な全国的な戦略を採用し実行すること。(b) これら暴力の被害者が救済施設に相談できるよう保障し、被害者の肉体的かつ心理的リハビリを促進すること。これらの援助は締約国内の外国軍人を含む、すべての軍隊の被害者に広げるべきである。(c) 女性に対するすべての暴力事件を迅速に、効果的に、公平に調査し、これらの責任者を訴追すること。当委員会は、性暴力犯罪は被害者の申立てがなくても訴追できるよう関係法律の改正を強く要求する。(d) 女性に対する暴力と性に基づく暴力のあらゆる形態に関する市民意識の向上キャンペーンを展開すること。

人身取引 —略—

前号(118号)からの活動日誌

- 6月17日 ニュース118号発行
6月18日 自由権規約第6回審査に向けNGO院内集会
6月26日 冤罪・布川事件国賠裁判第2回
6月27日 第3回代表者会議
6月29日 シンポジウム「使い捨てにされる人々」
7月1日 国連勧告「従う義務なし」に異議あり！緊急院内集会
7月10日 第4回幹事会
7月11日 大崎事件裁判(福岡高裁宮崎支部)
7月18日 福島・市民社会・国連をつなぐ「健康に対する権利」一人権理事会勧告を考える集会
7月20日 自由権規約第6回審査に向けたレポート提出(メール送信と郵送)
7月24日 シンポジウム「国連人権理事会勧告を受けて一福島原発事故後の住民保護の現状と課題」
7月26日 最高検察庁へ要請(大崎事件再審請求裁判で証拠開示について要請)
7月27日 ILO条約に学ぶ「122号条約(雇用政策に関する条約)とその活用」
7月30日 「秘密保全法反対」院内集会
7月31日 「取調べ可視化」集会
8月2日 ①「安倍内閣の改憲暴走を許さない」緊急院内集会
②ジュネーブ・国連人権理事会報告「平和への権利・9条の視点から」

掲示板

<裁判傍聴>

- J A L 不当労働行為裁判(行訴)
・8月19日(月) 15時～ 東京地裁527号法廷
- 明治乳業パワハラ損害賠償裁判
・8月28日(水) 11時～ 東京地裁606号法廷
- 田畑先生再雇用拒否第3次訴訟 結審
・9月11日(水) 11時半～ 東京地裁530号法廷
- J A L 不当解雇撤回裁判
客室乗務員 9月12日(木) 10時～16時30分
パイロット 9月26日(木) 午前・午後
どちらも東京高裁101号法廷

<集会・シンポ・イベント>

- 「日の丸・君が代」問題全国学習・交流集会
・8月25日(日) 学習・交流集会 10時～16時半
日比谷図書文化館地下ホール 17時～交流会
・資料代 500円
・8月26日(月) 10時～ 文科省、最高裁要請
- 勉強会「激動するエジプト情勢をどみるか」
・8月26日(月) 19時～21時
・明治学院大学 白金キャンパス(予定)
・ゲストスピーカー 石合力(朝日新聞国際報道部長)
・資料代 500円
・予約が必要 事務局にお問い合わせください
- 「子どもの貧困」を考える連続セミナー「生活保護問題を考えるー基準引き下げと法改正」
・8月31日(土) 13時～15時
・筑波大学東京キャンパス(文京校舎)122講義室
・講師 稲葉剛さん(もやい)

- 名張毒ぶどう酒事件 映画「約束」上映とパネルディスカッション
・9月7日(土) 12時50分～16時30分
・弁護士会館2階講堂クレオ
・パネルディスカッションー樹木希林・斎藤潤一・鈴木泉 コーディネーター/江川紹子
・参加費/無料・事前申し込み/不要
- 「取調べの可視化」市民集会「作られた白で有罪」時代との決別
・9月11日(水) 18時30分～20時30分
・弁護士会館3階301会議室
- J A L 不当解雇撤回闘争勝利に向けての大集会ー「10・25勝利への決意」
・10月25日(金) 18時開場 18時30分開演
・文京シビックホール(大ホール)

社会権規約・拷問等禁止条約審査 各団体が「報告集」を作成！

4月の社会権規約審査、5月の拷問等禁止条約審査の傍聴に参加した日本国民救援会、全日本年金者組合、過労死家族の会などが、それぞれすばらしい「報告集」を作成されました。救援会は季刊誌「救援情報No.78」の特集号(400円)。他の2団体は手作りの個性的な内容です(詳細は事務局まで)。日本委員会の報告集は現在作成準備中。もうしばらくお待ちください。